

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領

平成24年4月 1日 (制定)

平成26年1月21日 (改正)

令和元年11月28日 (改正)

令和3年10月 1日 (改正)

みやざき地頭鶏事業協同組合

第1条 趣旨

みやざき地頭鶏事業協同組合（以下「組合」という。）は、「みやざき地頭鶏」ブランドのPRと販売促進ならびに消費拡大を図るため、「みやざき地頭鶏」の価値や組合の趣旨を良く理解し「みやざき地頭鶏」を専門に消費者に提供する料理店や食肉販売店等を指定店として認定する。

第2条 定義

「みやざき地頭鶏」とは、宮崎県畜産試験場川南支場が天然記念物の地頭鶏をもとに育種改良した「みやざき地頭鶏」種鶏（雄）と九州ロード（雌）を交配し組合が供給した素ひなを、組合が定めた飼養管理マニュアルに基づき飼育し、出荷管理マニュアルに基づいて出荷されたものをいう。

「みやざき地頭鶏」は、特許庁地域団体商標登録（登録第5315957号）により本組合が商標権者となっている。

第3条 指定店の認定要件

- 1) 食肉販売店・食肉加工店においては、「みやざき地頭鶏」を組合員との直接取引により年間を通して一定量の購入実績が1年以上あり、常時販売していること。
- 2) 料理店・ホテル等においては、「みやざき地頭鶏」を常時メニューとして提供し、組合員または指定食肉販売店との直接取引により、年間を通して一定量の購入実績が1年以上あること。
- 3) 「みやざき地頭鶏（じとっこ）」と、明記し販売していること。
「みやざき地頭鶏」以外の鶏を販売している場合は、明確に区分して販売していること。
- 4) 組合ホームページに、店舗情報を掲載することを了承すること。
- 5) 組合の主旨を理解し、協力的な店舗であること。

第4条 指定店の遵守事項

- 1) 「みやざき地頭鶏」以外の鶏肉及びその加工品を「みやざき地頭鶏」と表示し販売してはならない。
- 2) 他の鶏肉を、「みやざき地頭鶏」と誤解を招くような表現で販売してはならない。
- 3) 「みやざき地頭鶏」ブランドの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4) 組合の運営に協力し、組合が主催する事業には、積極的に参加すること。

第5条 指定店の認定申請

- 1) 指定店認定を希望する料理店や食肉販売店等は、納入元の組合員等に認定申請書（別記様式第1号）を提出する。
- 2) 申請書には、店舗の外観と内部の写真、料理店はメニューを添付すること。
- 3) 組合員等は、自分の販売先から提出された認定申請書に必要事項を記入して押印し、組合へ提出する。

第6条 指定店の認定

- 1) 組合は認定申請書を審査し、適当と認めた場合は、別に定める「指定店認定証」を交付し認定する。
- 2) 認定の有効期間は、「指定店認定証」に明記された日までとし、自動更新は行わない。

第7条 指定店の認定の変更

- 1) 指定店は、認定内容を変更するときは認定変更申請書（別記様式第2号）を納入元の組合員等に提出しなければならない。
- 2) 組合員等は、自分の販売先から提出された認定変更申請書に必要事項を記入して押印し、組合へ提出する。
- 3) 組合は、変更内容を適当と認めた場合は、別に定める「認定変更承認書」を交付する。
- 4) 変更認定の有効期間は、当初の「指定店認定証」に明記された日までとし、自動更新は行わない。

第8条 指定店の認定の廃止

- 1) 指定店は、認定を廃止するときは認定廃止届出書（別記様式第3号）を納入元の組合員等に提出しなければならない。
- 2) 認定廃止届出書には、交付されている「指定店認定証」を添付すること。
- 3) 組合員等は、自分の販売先から提出された認定廃止届出書に必要事項を記入して押印し、組合へ提出する。

第9条 認定の取り消し

- 1) 組合は、認定指定店が第3条に認める要件を満たしていないと判断した場合、または、第4条に違反していると判断した場合には、指定認定を取り消すことができるものとする。
- 2) 認定を取り消された指定店は、認定証を組合に返還しなければならない。

第10条 認定後の支援策

組合は、指定店に対して以下の支援策を行うものとする。

- 1) 「みやざき地頭鶏」のPR資材の提供、指定店統一販売促進物の販売
- 2) 指定店のPR
- 3) その他組合の事業計画に基づき行う支援

第11条 その他

その他、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、みやざき地頭鶏普及促進協議会とみやざき地頭鶏事業協同組合の統合により、指定店認定店舗をみやざき地頭鶏事業協同組合が継続店舗と認めて、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領を改正し、平成26年2月1日より施行する。
既存の認定指定店は、改正されたこの要領に基づき再認定を行う。
- 3 「みやざき地頭鶏指定店認定証」規則（平成26年1月21日制定）は廃止する。
- 4 この要領を改正し、令和元年11月28日より施行する。
- 5 この要領を改正し、令和3年10月1日より施行する。

補 則

- 1 この要領第3条の1) および2) で規定された「一定量の購入実績」とは、「過去1年間継続して毎週5羽以上又は毎月20羽以上の購入実績」とする。
- 2 認定の有効期間は、認定した年度から起算して3年目の年度（翌翌年度）までとし、最終年度の3月31日を有効期限として認定証に明記する。

みやざき地頭鶏事業協同組合理事長 殿

申請者名 ⑩
 食肉販売指定店 ⑩
 組合員名 ⑩
 組合員名 ⑩

「みやざき地頭鶏」指定店認定について（申請）

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の住所、指定希望店舗の情報

区 分	1. 料理店 2. ホテル等 3. 食肉販売店 4. 食肉加工業
1 会社名	
2 会社代表者名	
3 会社住所	〒
4 会社電話	TEL () - FAX () -
5 指定店舗名	
6 指定店舗住所	〒
7 指定店舗電話	TEL () - FAX () -
8 指定店情報	営業時間： ～ 店休日：
9 店舗URL	
10 店のこだわり (PRコメント)	
11 テイクアウト等	テイクアウト 有り 無し / 精肉販売 有り 無し

注) 指定を希望する店舗が複数の場合は、上記表の5～11を別表で作成してください。

2. 販売方法（該当項目を○で囲む）

- 1) 料理店・ホテル等 ※店舗の外観写真と内部の写真を添付してください。
 販売形態 ①鶏肉料理専門店 ②居酒屋 ③和食 ④洋食 ⑤中華 ⑥ホテル等
 販売アイテム ※メニューを添付してください。
- 2) 食肉販売店・食肉加工業
 販売形態 ①自店店頭販売 ②通信販売 ③他店へ卸販売 ④お土産ショップへ販売
 販売アイテム ①生肉 ②加工品（主要商品： ,)

3. 組合員が記入する欄 「みやざき地頭鶏」の組合員からの販売実績（羽）

組合員名	納入方法	輸送形態	令和 年の販売実績
⑩	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽
⑩	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽
⑩	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽

4. 誓 約

上記の記載事実に間違いはなく、指定店認定要領を遵守し、組合員と指定店の相互の協力関係を築き、みやざき地頭鶏を核とした日本の食の発展に貢献することを誓います。

「みやざき地頭鶏」指定店 認定申請 別表 複数店舗用

会社名 _____

指定店舗 1

5 指定店舗名	
6 指定店舗 住所	〒
7 指定店舗 電話	TEL () — FAX () —
8 指定店舗 情報	営業時間： ~ 店休日：
9 店舗URL	
10 店のこだわり (PRコメント)	
11 テイクアウト等	テイクアウト 有り 無し / 精肉販売 有り 無し

指定店舗 2

5 指定店舗名	
6 指定店舗 住所	〒
7 指定店舗 電話	TEL () — FAX () —
8 指定店舗 情報	営業時間： ~ 店休日：
9 店舗URL	
10 店のこだわり (PRコメント)	
11 テイクアウト等	テイクアウト 有り 無し / 精肉販売 有り 無し

指定店舗 3

5 指定店舗名	
6 指定店舗 住所	〒
7 指定店舗 電話	TEL () — FAX () —
8 指定店舗 情報	営業時間： ~ 店休日：
9 店舗URL	
10 店のこだわり (PRコメント)	
11 テイクアウト等	テイクアウト 有り 無し / 精肉販売 有り 無し

みやざき地頭鶏事業協同組合理事長 殿

申請者名 ㊟

食肉販売指定店 ㊟

組合員名 ㊟

組合員名 ㊟

「みやざき地頭鶏」指定店認定変更について（申請）

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2. 変更期日

年 月 日

3. 組合員が記入する欄 「みやざき地頭鶏」の組合員からの販売実績（羽）

組合員名	納入方法	輸送形態	令和 年の販売実績
㊟	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽
㊟	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽
㊟	毎週 回	①冷蔵 ②冷凍	毎週 羽 or 毎月 羽

4. 誓約

上記の記載事実間違いはなく、指定店認定要領を遵守し、組合員と指定店の相互の協力関係を築き、みやざき地頭鶏を核とした日本の食の発展に貢献することを誓います。

令和 年 月 日

みやざき地頭鶏事業協同組合理事長 殿

申請者名 ㊟

食肉販売指定店 ㊟

組合員名 ㊟

組合員名 ㊟

「みやざき地頭鶏」指定店認定廃止について（届出）

「みやざき地頭鶏」指定店認定要領第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 廃止する店舗（複数店舗記載可）

店舗名

店舗住所

2. 廃止期日

年 月 日

3. 廃止の理由

※閉店、みやざき地頭鶏の取扱中止等